

監事監査報告書

令和 6 年 6 月 3 日

社会福祉法人明倫福祉会
理事長 宮地 千尋 様

監事 小山秀夫 (出)

監事 乾 祐基 (乾)

社会福祉法第 45 条及び社会福祉法人明倫福祉会定款第 20 条に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人明倫福祉会の財産の状況、ならびに理事の職務遂行状況等について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会に出席するほか、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事等からその職務の執行状況を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、以下の各施設の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について詳細に調査いたしました。

- ・ 介護老人福祉施設 ぼー愛
- ・ 高齢者総合福祉施設 愛しや

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算関係書類及び財産目録の金額と合致しているものと認めます。
- (2) 計算関係書類及び財産目録は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。